



ご存知ですか？マイナンバー制度

10月からいよいよマイナンバーが通知され、来年の1月から利用が始まります。
今回は、マイナンバーについての素朴な疑問にマイナンバーキャラクターのマイナちゃんが答えてくれました！

南九州市キャラクター
「お茶むらい」

Q&A

マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」



Q1 マイナンバーって何？今までと何が変わるの？

A1 マイナンバー（個人番号）は、住民票を持つ皆さん一人に一つずつ配布される12桁の番号だよ。マイナンバーを利用して、行政のいろいろな部門で保管している一人一人の情報を“同じ人のものだ”と確認して、しっかり管理することで、手続きがよりスムーズになるよ。そのため、これまで申請するときに必要だった添付書類が不要になる場合があるよ。



Q2 マイナンバーはいつ、どうやって分かるの？

A2 平成27年10月以降、全員に「通知カード」を送付してお知らせするよ。
詳しいことは、次回の9月号で解説するね！



Q3 マイナンバーは選べるの？

A3 番号は決められているから、特別な場合を除いて好きな番号を選ぶことはできないんだ。ずっと同じ番号を使うことになるからマイナンバーは大切に扱ってね。



Q4 マイナンバーは安全なの？

A4 個人情報1カ所に集めることはなく、今までどおりそれぞれの行政担当の場所で管理するよ。それに、法令に定められた行政手続きにしか使われないんだ。安全に使ってもらうために制度面とシステム面の両方から個人情報を守るよ！



Q5 事業所でもマイナンバーを扱うの？

A5 従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりするときに使うよ。



マイナンバーはこれからずっと使うものなんだね。
皆さんも、これから届く「通知カード」は大切に持っててね！

詳しくは・・・

マイナンバー
全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178** ※通話料がかかります。
平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

[担当] 市民生活課 市民係 企画課 情報政策係

マイナンバー制度
の開始に伴う居所
情報登録申請

申請が
必要な方

10月以降、住民票の住所地にあなたの「マイナンバー」(個人番号)をお知らせします。
やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取る事ができない方は、居所情報登録申請書を8月24日から9月25日までに住民票のある住所地の市区町村に提出(持参または必着)してください。

- DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動されている方
 - 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
 - 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方
- ※ 申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

詳しくは、お問い合わせください。[担当] 各庁舎 市民係